

中小企業技術開発促進事業

[企業連携型]

※平成22年度事業名：京都企業戦略の共同研究推進事業

平成23年度 公募要領

財団法人京都産業21

目 次

I. 事業の概要	1
(1)目的 (2)応募資格 (3)公募する対象分野及び事業対象範囲 (4)資金支援の規模・期間等 (5)支援対象経費 (6)事業の仕組み	
II. 応募資格	6
(1)グループの資格要件 (2)提案者 (3)技術開発提案内容及び技術開発実施体制に関する資格要件	
III. 応募手続	10
(1)応募 (2)応募受付期間 (3)提出・問い合わせ先 (4)公募説明会の開催 (5)ホームページの掲載URL	
IV. 審査	12
(1)審査方法 (2)審査基準 (3)ヒアリングの実施及び質問 (4)審査結果の通知	
V. 採択	15
(1)採択通知 (2)資金支援の方法 (3)資金支援の内容 (4)支払い (5)その他	
VI. 成果	16
(1)実績報告書 (2)成果の帰属 (3)成果の事業化	
VII. 中間評価・最終評価・フォローアップ評価	16
(1)中間評価 (2)最終評価 (3)フォローアップ評価(追跡評価)	
<参考> 京都イノベーション創出ネットワークのご案内	17
■ FAQ	18
■ 提案書様式	
A・Bコース	20
Cコース	37
■ 参考資料	52

中小企業技術開発促進事業[企業連携型]公募要領

I. 事業の概要

(1) 目的

本事業は、京都府の補助を受けて創設したもので、市場ニーズの多様化、製品ライフサイクルの短縮化、技術の高度化・複雑化等に対応するため、各社の強みを結集してイノベーション創出を狙う中小・中堅企業を核とした共同研究グループ（以下「グループ」という。）に対して、技術開発・事業化を定額補助金等により支援し、製品開発の加速化・早期事業化の達成を促進するとともに、共同での技術開発を通じた京都企業のものづくり技術の向上や、京都経済の次代を担う新産業・新事業の創出により、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

※ 本事業は、平成22年度に実施した「京都企業戦略的共同研究推進事業」について、対象の拡充等を図り、今年度新たに「中小企業技術開発促進事業[企業連携型]」として実施するものです。

(2) 応募資格

本事業には、環境、ウェルネス等の成長分野において、各社の強みを結集することでイノベーションの創出、早期製品化を狙う中小・中堅企業を核としたグループが応募できます。

京都府内に本社を置く中小企業（以下「府内本社中小企業」という。）の参画は必須。また、補助金は、一定の条件の下で、府内本社中小企業以外にも交付します。詳細は「II. 応募資格」の項（6～9ページ）を参照してください。

(3) 公募する対象分野及び事業対象範囲

1) 対象分野

今回公募する対象分野は、京都が強みを有し、高い成長が期待できる産業分野である

①環境・エネルギー関連技術分野 ②ライフサイエンス・ウェルネス関連技術分野
③ICT・コンテンツ関連技術分野 ④試作関連技術分野において、具体的な製品化を目指した技術開発について支援します。

したがって、技術開発を開始するための十分な基礎研究、調査等の蓄積があることが前提となります。技術シーズ・知見の研究を本事業の主体とすることはできません。

また、事業化のための生産技術等であって、技術開発要素のあるものは含まれますが、技術開発要素の薄い量産設備等の整備事業は含まれません。

<各分野の想定する技術内容は、52ページの参考資料参照>

※ 同一研究テーマで複数の分野への併願は出来ませんので、ご注意ください。

2) 事業の対象範囲

- | |
|---|
| ①環境・エネルギー関連技術分野 ②ライフサイエンス・ウエルネス関連技術分野
③ICT・コンテンツ関連技術分野 |
|---|

上記分野に関連した具体的な製品、サービス等の技術開発を対象としています。

※ICT・コンテンツ関連技術分野について

コンテンツ関連については、コンテンツの制作、流通・管理等に必要とされる技術開発を対象とし、コンテンツ自体の制作費用は事業の対象範囲外とします。ただし、従来のコンテンツ制作に利用されていなかった技術を利用した先導的コンテンツのプロトタイプ制作等は対象範囲に含まれます。（技術開発の過程で、評価や検証作業等に必要な場合）

④試作関連技術分野

製品開発を前提とし、新規技術の導入に取り組む試作品開発を対象としています。また、既に基本的な機能を確認した1次試作品等が完成した後の、最終的な製品化に向けた生産技術開発でも対象とします。

なお、新規技術の導入とは以下に例示する内容を含みます。

(例)

- ・コストを低減
- ・現在保有する技術の性能向上
- ・新たな機能の付加
- ・軽量化
- ・少量多品種の試作品開発を効率的に実施するための基盤技術の向上を目指すもの

<地域活性化促進試作枠>

地域における特色ある天然資源や、地域で活動する企業が保有する独自技術を用いて、既製品との差別化を図り、事業化が可能な特徴ある製品開発により地域活性化を目指す試作品開発を対象とします。

(例)

- ・地域の天然資源が有する有効成分を活用した機能性食品や新素材開発
- ・バイオマスを活用したエネルギー生産や効率向上、ペレット等の材料開発

※ 分野の選択に当たっては、提案課題の技術内容に加えて、12ページから記載の各分野における審査基準（求める成果等）や52ページの参考資料を参照の上、決定願います。

(4) 資金支援の規模・期間等

区分	分野	補助率	期間	資金支援総額	採択予定
A コ ー ス	①環境・エネルギー関連 技術分野 ②ライフサイエンス・ ウェルネス関連技術分野 ③ICT・コンテンツ関 連技術分野 の3分野	定額 補助金	2 年 間	1グループ当たり 3千万円～1.5億円以内 (24年3月末までの 上限は1億円)	4件 程度
B コ ー ス	上記①～③の分野に ④試作関連技術分野 を含めた4分野		1 年 間	1グループ当たり 1千万円～5千万円以内	2件 程度
C コ ー ス	試作関連技術分野 〈地域活性化促進試作枠〉			1グループ当たり 百万円～5百万円以内	2件 程度

(注) Bコースへの提案の中で少なくとも1件はICT・コンテンツ関連技術分野から採択する予定です。

※期間は補助金交付決定の日から、2年間（24ヶ月間）、1年間（12ヶ月間）となります。

■ Aコース：2年間（24ヶ月間）

（例：23年度の補助金交付決定を23年9月とした場合）

- ①23年度：平成23年9月～平成24年3月末日まで
 - ②24年度：平成24年交付決定日～平成25年3月末日まで
 - ③25年度：平成25年交付決定日～平成25年8月末日まで
- ※①+②+③=24ヶ月間

■ B・Cコース：1年間（12ヶ月間）

（例：23年度の補助金交付決定を23年9月とした場合）

- ①23年度：平成23年9月～平成24年3月末日まで
 - ②24年度：平成24年交付決定日～平成24年8月末日まで
- ※①+②=12ヶ月間

上記のいずれも、次年度の資金支援に関しては、各年度の2月頃に実施される技術開発の進捗状況等の評価により、継続することが望ましいと判断されるものに限られます。

(5) 支援対象経費

支援対象経費は以下の項目を基本とします。(技術開発に直接関係のない間接経費は対象外)

費目	説明
材料費・消耗品費	技術開発の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の購入に要する経費〔例：鋼材、機械部品、電気部品、化学薬品、試験用部品等〕
設備費	技術開発遂行に必要な機械装置・設備、その他備品の製作、購入、改造に要する経費。また、機械装置等と一体となるソフトウェアも含まれます。ただし、技術開発の遂行に必要不可欠な機能、規模と認められるものに限りです。 汎用品の購入を制限するものではありませんが、リースが困難な正当な理由があり、当該技術開発に必要不可欠な機器についてのみ対象となります。
直接人件費	技術開発に直接関与する者（役員、研究補助員、臨時雇用者を除く）の時間単価は、最大2,000円を限度として、基本給と諸手当の合計を年間所定労働時間で除した金額と比較して低い方とします。ただし、所定外労働時間は含みません。
外注費	自社内で加工・製作することが困難な部材や組立、ソフトウェア等について、図面・仕様等を明示した上で外部に依頼する場合に要する経費。ただし、技術開発の核となる要素すべてを外注することはできません。
その他直接経費	技術開発に必要な産業財産権の導入・出願等に要する経費、試験費、機器使用料、リース費・レンタル費、ソフトウェア購入費、技術指導受入れに要する費用、技術開発成果の完成度を高めるために行う試作品の展示会への出展費用、上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費 ※ その他経費は事業化に必要な経費で、数量が個別具体的に把握可能なものとし、間接経費に相当するものは対象外となります。

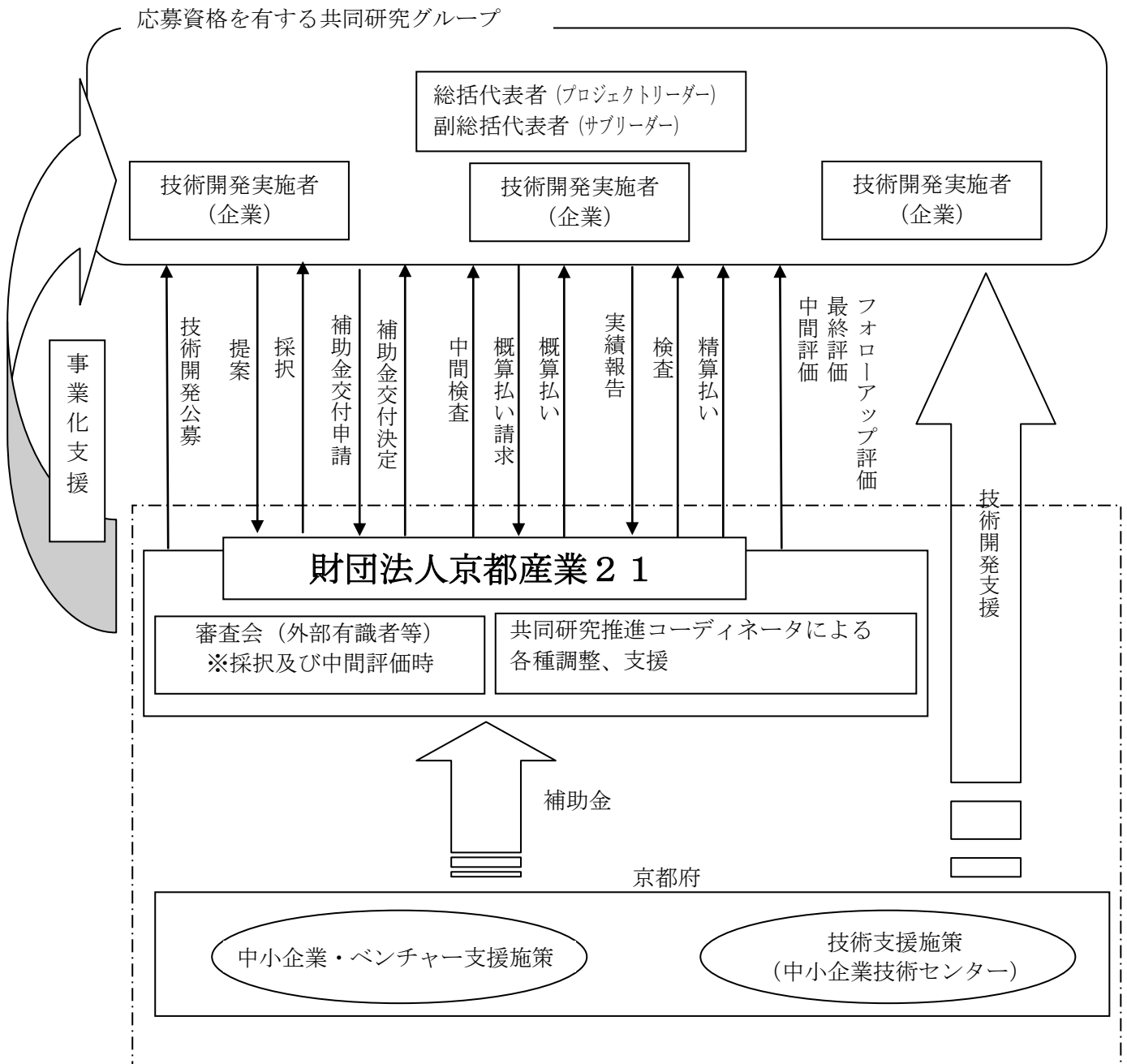
注)・補助金交付決定後に、発注、契約したものが支援対象となり、それ以前のもの是对象になりません。

- ・グループを構成する各企業においては、グループ内の他の企業への設備・消耗品等の発注や外注を行うことは、原則として認められません。

※提案に当たっては、必要経費について可能な限り精査した額を計上してください。必要額を超えた積算をしている場合は、審査上マイナスとなることがあります。

(6) 事業の仕組み

事業提案を募集、審査を経て、採択します。採択された提案に対しては資金支援とともに、財団法人京都産業21（以下「産業21」という。）の担当コーディネータが各種調整等について最大限の支援をします。



II. 応募資格

応募は、以下の要件を満たしたグループのみが行えます。

(1) グループの資格要件

府内本社中小企業に加えて、さらに1社以上の企業の参画を必須条件とします。また、府内本社中小企業又は府内に本社を置く中堅企業（以下「府内本社中堅企業」という。）のいずれかがグループの代表企業であることが必要です。なお、グループ構成員は以下のとおりです。

①府内本社中小企業＜必須＞

a) 京都府内に本社を置く中小企業の参画を必須とします。

b) 参画する中小企業の役割は、技術開発に必要不可欠な役割を担うなど、主体的な関わりをもって共同開発を推進するとともに、その成果・効用を自社又はグループを構成する他の企業が利活用できることが必要です。

②グループを構成する企業及び補助金交付要件

本社の所在地や中小企業、中堅企業、大企業の区分は問いません。ただし、府内に本社又は研究所、工場等、提案内容の技術開発を遂行する拠点がある場合のみ補助金の交付対象企業となります。

※実質的に、いわゆる「親会社」「子会社」の関係にある場合は、両社を1社とみなし、補助金交付先はいずれかとなります。

※「本社を置く」「拠点がある」場合とは、原則、提案者の登記簿謄本に記載されていることが必要です。

○中小企業の範囲（本制度独自に以下の定義とします。）

資本金基準又は従業員基準のいずれかを満足する企業。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準	従業員基準
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数 (注1)
製造業その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(注1)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

(注2)以下の項目に該当する場合は、それぞれ本制度独自に定める中堅企業又は大企業とみなし、除く。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の中堅企業又は大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の中堅企業又は大企業の所有に属している法人

ただし、以下に該当する者については、中堅企業又は大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（産業21等）と基本約定書を締結した者（特定VC）
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

○中堅企業の範囲（本制度独自に以下の定義とします。）

上記の中小企業以外の企業のうち、直近の決算又は過去3年の決算の平均におい

て売上高が400億円以下の企業。なお、上記（注2）に記載する内容について、「中堅企業又は大企業」を「大企業」に読み替え、準用する。

○大企業の範囲（本制度独自に以下の定義とします。）
上記の中堅企業の基準を超える企業。

<応募可否と補助金交付可否>

区分	本社の所在地 (本店登記)	京都府内における 研究所、工場等 開発拠点の有無	代表企業 としての 資格	応募に当た るの構成 員資格	補助金交付
中小企業	京都府内 (参画必須)	京都府内に拠点 有	○	○	○
		京都府内に拠点 無	○	○	○
	京都府外	京都府内に拠点 有	×	○	○
		京都府内に拠点 無	×	○	×
中堅企業	京都府内	京都府内に拠点 有	○	○	○
		京都府内に拠点 無	○	○	○
	京都府外	京都府内に拠点 有	×	○	○
		京都府内に拠点 無	×	○	×
大企業	京都府内	京都府内に拠点 有	×	○	○
		京都府内に拠点 無	×	○	○
	京都府外	京都府内に拠点 有	×	○	○
		京都府内に拠点 無	×	○	×

注) 法人格のない個人事業者についても中小企業の参画とみなしますが、代表企業としての資格は不可となります。

<応募可能な例：先頭は代表企業、() の中は補助金交付可否>

ア：府内本社中小 (○) + 府外中小 (府内拠点有：○) + 府外大 (府内拠点無：×)

イ：府内本社中堅 (○) + 府外大 (府内拠点有：○) + 府内本社中小 (○)

ウ：府内本社中小 (○) + 府外大 (府内拠点無：×)

エ：府内本社中堅 (○) + 府外中堅 (府内拠点有：○) + 府内本社中小 (○)

オ：府内本社中小 (○) + 府外中小 (府内拠点有：○)

＜応募に関するその他留意事項＞

- ※ 協同組合を一つのグループとして応募はできません。
- ※ 大学等研究機関については、グループの構成員として扱いません。ただし、グループを構成する各企業が、補助金を原資として受託研究契約や共同研究契約を個別に大学等研究機関と締結することを妨げるものではありません。
- ※ 代表企業（府内本社中小企業又は府内本社中堅企業）について、府外への本社移転や今後移転の検討を開始することが明確な場合は、地域経済活性化という政策上の趣旨から代表企業としては認められません。また、府外企業についても、府内の研究所、工場等の拠点について、府外への移転等が明確な場合は、補助金交付の対象となりません。
- ※ 国や他の自治体等による競争的研究資金において、不正経理や不正受給を行ったことがある企業や、法人税等の滞納がある企業は原則応募資格がありません。
- ※ 京都企業創造ファンド（JAIC-京都ものづくりVB育成投資事業有限責任組合）において支援を受けている企業については、本事業の補助金交付を受けられない場合がありますので、個別にご相談ください。
- ※ クリエイション・コア京都御車及び同志社大学連携型起業家育成施設(D-egg)に同居の企業については、本事業の補助金交付を受けられない場合がありますので、応募の際には個別にご相談ください。

③総括代表者、副総括代表者＜必須＞

グループには、総括代表者(以下「プロジェクトリーダー」という。)、副総括代表者(以下「サブリーダー」という。)を置くことが必要です。

プロジェクトリーダーは技術開発の計画、実施及び成果管理を総括する役割で、全体をマネジメントし、本事業に係る全責任を有する者としてします。

プロジェクトリーダー若しくはサブリーダーのどちらか1名は、グループの代表企業（府内本社中小企業又は府内本社中堅企業）が担当してください。

(2)提案者

グループの代表企業（府内本社中小企業又は府内本社中堅企業）と、グループを構成するすべての企業（補助金交付要件に係わらず）の連名で提案してください。

なお、補助事業実施期間の途中でも、以下の要件等を満たさなくなった場合、グループとして、採択の取消しや支援の中止をすることがありますので留意してください。

- ① 代表企業はグループとしての技術開発全体に係る進行管理及びとりまとめを行い、グループを構成するその他の企業も、共同研究の円滑な遂行に向けて、各社とも相互に誠意を持って協力し、製品開発後に想定する適切な成果配分にも十分な調整・合意をすること。
- ② グループを構成する各企業が、技術開発に係る自社の役割についての進行管理、経理管理、財産管理等一切の責任を負うこと(補助事業実施期間終了後も含む)。また、補助事業実施期間中における不測事態への対応と処理を行い、技術開発を貫徹する能力を有すること。

(3) 技術開発提案内容及び技術開発実施体制に関する資格要件

1) 技術開発提案内容

- ①他の公的機関から重複して資金支援を受けていない技術開発であること。
- ②他社の知的財産権を侵害しないことを確認済みであること。

2) 技術開発実施体制

①プロジェクトリーダー及びサブリーダーの適性

プロジェクトリーダー及びサブリーダーは次のいずれにも該当すること。

- a) 高い事業化能力を有し、技術開発の企画立案並びに実施及び成果管理のすべてについて総括を行う能力を有していること。
- b) 当該技術開発のために必要かつ十分な時間が確保できること。

②グループの財政的健全性及び管理能力・体制

当該技術開発を遂行できる財政的健全性を有していること。また、グループ構成員相互の関係を調整し、事務的管理及び技術開発成果を活かし事業化する能力を有しており、かつ、そのための体制が整備されていること。

③各企業の開発体制及び能力

当該技術開発に参加する各企業に技術開発を行うための体制が整備されており、開発能力があること。

④その他

グループ構成員相互が地理的に著しく離れている場合には、具体的な連携方法が明確であること。

Ⅲ. 応募手続

(1) 応募

① 提案書様式

- a) 提案書様式は、本公募要領によるものを使用してください。また、提案書様式は以下のホームページからダウンロードが可能です。

<http://www.ki21.jp/josei/kyodo/h23/kobo.html>

- b) 提案書の用紙の大きさは、A 4 判、片面印刷でお願いします。
c) 記入は内容の正確を期すため、マイクロソフトワードを使用し、判読し易く作成してください。
d) 提案書は日本語で作成してください。
e) 通しページは【様式 1】を 1 ページとし、提案書下中央に打ってください。

※ 提出書類は審査、採択、管理等の本事業に必要となる一連の業務遂行のためのみ利用し、提案者の秘密は保持します。なお、提案書等の返却はいたしません。(参考：個人情報保護指針は産業 2 1 のホームページで公開しています。)

② 提出書類

- a) 提案書 3 部 (【様式 1 0】(C コースは【様式 9】)は添付資料に含めても可)
b) C D - R 1 枚 (提案書の内容がすべて記録されたもの)

③ 添付資料

提案案件については、以下の書類が必要となります。

- a) グループを構成する各企業の登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) (各 1 部)
b) グループを構成する各企業の直近の決算 (営業) 報告書 (1 期分) 又はそれらに準じるもの (各 3 部)
c) グループを構成する各企業の出資者及び出資額の一覧が記載されている書類 (各 3 部)
d) 【様式 9】に記載の特許 (合計最大 3 件) の出願書類の写し (各 3 部)
※ C コースは不要。
※ 出願準備中の特許や、該当するものがない場合は添付不要です。
e) グループを構成する各企業の概要がわかるパンフレット等 (各 3 部)

④ 注意事項

- a) 提出書類に不備がある場合や、受領後の精査の結果、応募資格がないことが判明した場合には、審査対象とならないことがありますので、ご注意ください。
b) 他の公的機関の採択等との重複を確認するため、同一テーマ又は類似のテーマの申請を行っている場合若しくは過去に採択された場合は、【様式 3】⑧に必要事項を記入してください。

(2) 応募受付期間

平成 2 3 年 4 月 4 日 (月) ~ 6 月 6 日 (月) 午後 5 時必着 (郵送又は持参)

- ※ 郵送等の場合、配達等の都合で締切時刻までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付されるようご注意ください。
なお、F A X や電子メールによる提出は受け付けられません。

【様式10】(C コースは【様式9】)及び添付資料については、グループを構成する各企業が個々に提出していただいても構いません。

(留意事項)

- ・ 1社でも提出が遅れた場合、受付期間内に提出がなかったものとして扱います。
- ・ 必ず、提案書の【様式1】写しを同封してください。

(3) 提出・問い合わせ先

本公募に係る提出書類は、郵送又は持込によりご提出ください。提出先及び本件に関する問い合わせ先は次のとおりです。なお、問い合わせは、原則FAXまたは電子メールでお願いします。

※ 受付時間：月～金曜日(祝祭日を除く) 午前9時～午後5時

○財団法人京都産業21 連携推進部 企業連携グループ

〒600-8813

京都市下京区中堂寺南町134 (京都府産業支援センター内)

TEL：075-315-8677

FAX：075-314-4720

電子メール renkei@ki21.jp

(4) 公募説明会の開催

本事業の内容、応募に当たっての手続き等についての公募説明会を実施しますが、応募資格として出席を義務づけるものではありません。

(5) ホームページの掲載URL

本公募要領は、以下のホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

また、提案書作成の作業効率向上のために、表形式の部分についてはEXCELファイルを用意しておりますのでご活用ください。(あくまでも作業用であり、提出の際は、所定のマイクロソフトワード様式でご提出ください。)

ホームページアドレス <http://www.ki21.jp/josei/kyodo/h23/kobo.html>

IV. 審査

(1) 審査方法

提案内容の審査は、外部有識者等で構成される審査会で行います。

審査会は非公開で行われ、審査経過及び審査結果に関するお問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準

(2) - 1 環境・エネルギー関連技術分野、ライフサイエンス・ウェルネス関連技術分野、ICT・コンテンツ関連技術分野に関する技術開発の審査基準について

審査会は、技術開発成果の事業化可能性及び早期実効性に最も重点を置いて審査します。その他、概ね以下の項目を基に総合的に審査します。

1) 新規産業創出の観点からの評価

技術開発成果が試作品製作段階に留まるものではなく、実際に新規産業の創出に向けて事業化を目指す技術開発であること。

なお、「事業化」とは製品開発の完了、又は、製品開発の完了までの工程中に特に解決困難な技術的課題が想定されない状態、或いは、市販まで至ったものを指します。(コンテンツ関連技術分野については、「製品開発の完了」を今回の技術開発の成果により、コンテンツ自体の制作、流通、管理等が実現可能な状態になること、として扱います。)

2) 事業化可能性及び早期実効性の評価

① 予想される市場規模及び市場占有率の妥当性

予想される市場において、今回開発する製品が競合製品に比べ価格・性能的に優位性があり、かつ予想市場規模及び市場占有率が妥当であること。

② 事業化計画の明確化・妥当性

補助事業実施期間終了後の製造・サービス、販売、市場獲得等の事業化計画が具体的であり、かつ、その想定する製品スペックや価格が、現在及び近い将来の市場動向等から見て妥当であること。

③ 参加企業の事業化能力

グループを構成する各企業の資金、人材、技術等の経営資源が役割分担に相応しく十分に備わっていること。

3) 技術開発内容の評価

① 技術開発の目的・目標の妥当性

製品開発等の観点から、技術開発の目的・目標が当該事業分野での最近の技術水準や今後の技術トレンド等と比較して適切であること。

② 技術開発内容の妥当性

技術開発目標を達成するために、技術開発課題が明確に抽出されており、その課題の解決方法やスケジュールなど、開発全体が適切であり、整合性が図られていること。

③開発体制及び技術者の開発能力の妥当性

グループを構成する各企業の協力関係や役割分担が明確であり、開発体制及び技術者の開発能力が提案課題の実施上妥当であること。

④技術開発費の妥当性

開発費提案額が技術開発計画等に照らして妥当であり、代表企業をはじめグループを構成する各企業の役割分担や研究内容に応じて適切な経費が計上されていること。

⑤技術開発内容の新規性

開発内容に新規性があり、かつ技術開発を開始するために十分な基礎研究、調査等の蓄積があること。

4) 地域経済への波及効果等

①地域産業界への経済的効果

開発の成果が、地域経済の活性化や新規雇用創出等に寄与することが期待できること。

また、グループを構成する企業間において、役割分担の内容や人的資源・技術面等の寄与度から見て、特定の企業に不利益がないこと。

②中小企業への波及効果

開発の成果により、中小企業が保有する技術の活用、技術力向上、販路拡大等の波及効果が期待できること。

(2) - 2 試作関連技術分野に関する技術開発の審査基準について

審査会は、概ね以下の項目を基に総合的に審査します。

① 試作による効果等の明確化

現在保有する技術と比較して、新たな技術の導入による試作の効果（コスト低減、性能向上、新たな機能の付加、軽量化等）が明確になっていること。また、技術開発成果の活用に関して明確であること。

②目標・計画の妥当性

技術開発目標および事業実施計画が妥当であり、事業実施後、次のいずれかの成果が確実に見込まれること。

a) 試作品の完成

b) 特許出願（権利取得することが前提）

※ 試作品の程度は、原則下記の条件をすべて満たすものを想定しています。

ア 顧客に対し実演（デモ）が可能で、商品化の計画（販売時期、販売見込み価格、付加できる機能等）について説明出来るレベルであること。

イ デモは、単に『動く』だけではなく、従来技術・商品と比較して優位性を説明できるレベルであること。

ウ 販売に必要な規制・規格をクリアしていること。また、使用時の安全性、商品としての基本的要件に関する課題が解決されていること。

※特許出願の程度は、原則下記の条件をすべて満たすものを想定しています。

- ア 特許技術が製品化・事業化における重要な要素となり、その特許技術により他者が追随するには困難であることを説明できるレベルであること。
- イ 特許技術により権利化できる範囲の分析を明確に説明できるレベルであること。例えば、市場シェアを占める競合の分析（優位性、権利の棲み分け等）やパテントマップ(特許情報)分析が行われていること。
- ウ 特許技術をもとにした製品化・事業化計画が説明でき、かつ実施に向けた取組が行われていること。

③試作内容の整合性

計画を遂行するための技術シーズ・知見の活用方法、試作内容が適切であり、技術開発目標と整合性が図られていること。

④事業実施の適格性

事業の実施体制・実施費用が妥当であること。

※前ページに記載する 3)技術開発内容の評価 の③及び④と同義

<地域活性化促進試作枠>

以下の項目を基に総合的に審査します。

○目標・計画の妥当性

技術開発目標および事業実施計画が妥当であり、試作品の完成により今後の本格的な技術開発への継続的な取組が期待できること。

○試作内容の整合性

計画を遂行するための技術シーズ・知見の活用方法、試作内容が適切であり、技術開発目標と整合性が図られていること。

○事業実施の適格性

実施体制・実施費用が事業規模に応じた適切な内容であること。

○地域活性化に向けた効果

事業の実施を通じて、中小企業の技術力向上・伝承、地域コミュニティの活性化、地域が保有する資源の有効活用などの波及効果が期待できること。

(3)ヒアリングの実施及び質問

公募締め切り後、提案内容の審査において、必要に応じて産業21と中小企業技術センター等の京都府関係者がヒアリングを実施いたします。また、その際、資料の提出を求めることがあります。

(4)審査結果の通知

審査結果については、産業21から文書でグループの代表企業へ通知します。この審査結果に関するお問い合わせには応じられません。

V. 採 択

(1) 採択通知

審査の結果、採択となった提案については、産業21から文書でグループの代表企業へ通知します。

(2) 資金支援の方法

採択された提案者には、各社からの補助金交付申請に基づき各社毎に補助金を交付決定します。(補助金交付対象企業のみ)

なお、補助金交付決定により必ずしも資金支援の額が確定するものではありませんので予めご了承ください。

(3) 資金支援の内容

- ①産業21が資金支援する対象費用は、製品開発・事業化を図るための技術開発に直接必要な経費とします。
- ②本事業に係る資金支援は、各社の強みを結集してイノベーション創出を狙う中小・中堅企業を核としたグループに対して、資金を提供し、製品開発の加速化・早期事業化の達成を支援するものです。従いまして、製品販売等の確実な成果を出していただく必要があります。
- ③本事業関係者は、この趣旨を十分理解し、効果的・効率的な技術開発に資金を集中し、事業化等に最大限努めるものとします。
- ④事業の適正な進行管理を図るため、本事業の趣旨に合わない反社会的な行為や公的資金の投入にふさわしくない資金使途が判明した場合、又は技術開発の成果が期待できないと判断された時は、直ちに資金支援の打ち切り等を行います。

(4) 支払い

支払いは原則精算払いとします。なお、必要に応じて年1～2回の概算払いを請求することができます。ただし、概算払いの請求額は、採択後に、技術開発実行計画やグループを構成する各企業の経費執行計画を元に協議の上決定します。また、直接人件費に関しては、すべて精算払いとします。

(5) その他

- ①採択案件は、プレス発表など必要に応じて技術開発内容の要約を公表します。
- ②採択案件に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業実施期間終了年度の翌年度から5年度間は保存しなければなりません。
- ③採択後は、提案企業間で、補助事業への協力や秘密保持等を定めた共同研究契約を締結していただきます。

VI. 成果

(1) 実績報告書

補助金の交付決定期間終了毎に、実績報告書を提出していただきます。

(2) 成果の帰属

技術開発を実施することにより発生した特許権等の知的財産権等、成果の帰属先は、以下の3項目を遵守していただくことを条件に、提案者となります。

- ①知的財産権に関して出願・申請の手続きを行う場合、遅滞なく産業21に報告すること。
- ②補助事業実施期間終了年度の翌年度から5年度以内に事業化等による利益が生じた場合は、支援金額を上限として、本補助金の寄与率等を考慮して計算された金額を産業21に納付すること。
- ③相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、産業21が特に必要があるとして要請するときは、第三者への実施許諾を行うこと。

(3) 成果の事業化

成果を事業化することが最大の目標であり、グループ関係者は積極的な事業活動に努めることはもとより、京都府産業支援センター（産業21及び中小企業技術センター）が技術開発案件毎に最大限の支援をします。

VII. 中間評価・最終評価・フォローアップ評価

(1) 中間評価

技術開発の進捗状況等については、その効率的で効果的な推進に資するため、必要に応じて産業21と中小企業技術センター等の京都府関係者が進捗ヒアリングを行い、資金支援の継続に関する協議を求めることがあります。その際、技術開発の大幅な計画変更と認められる場合や計画全体の大幅な遅延等が予測される場合には、審査会を開催し、変更内容の妥当性や支援継続の可否について評価を行う場合があります。

また、年度末（2月頃）には外部有識者等で構成される審査会によって実施状況の評価を行います。

なお、評価の結果によっては計画変更等が支援継続の条件となる場合又は資金支援の打ち切りや支援金額の減額がされる場合もありますのでご注意ください。

(2) 最終評価

補助事業実施期間終了時には、全体計画に照らして、事業化の蓋然性、達成度等、最終評価を行い、その結果を公表します。また、事業展開に支障の無い範囲で、産業21が開催する成果発表会等へ協力していただくことがあります。

(3) フォローアップ評価（追跡評価）

フォローアップ評価（追跡評価）として、補助事業実施期間終了年度の翌年度から5年度間は、その後の事業化の進捗状況や成果の波及効果などについて所定の様式により、報告することが必要となります。

<参考>

京都イノベーション創出ネットワークのご案内

『京都イノベーション創出ネットワーク』（通称：K I C - N e t ・キックネット）とは、京都企業の皆様の技術開発促進を願って設置する会員制ネットワークです。

技術をキーとした企業間の交流プラットフォームとして、京都企業の強みや知恵の融合を図るきっかけづくりを目指しています。KIC-Net を通じて新たな共同研究プロジェクトを創出し、新たな製品の早期開発や京都の産業技術基盤の向上を目指しています。

このK I C - N e t においては、コーディネータによる技術面等の支援のほか、事業化可能性検証や市場動向調査、特許調査等により、新たな共同開発プロジェクトを創出し、製品の早期開発や、すでに計画中のプロジェクトを加速するために様々な支援メニューをご用意しています。

支援メニュー

- 1 共同開発の前、あるいは進行中のプロジェクトの事業化可能性をあらかじめ実験・検証したい→事業化可能性検証支援
- 2 共同開発の前、あるいは進行中のプロジェクトが対象としている市場の動きを調べておきたい→市場動向調査支援
- 3 共同開発の前、あるいは進行中のプロジェクトに関連する知的財産権を調査したい→先行文献調査支援
- 4 会員専用サイト等オンラインツールの提供
→会員企業の求めるニーズ（技術課題）、保有する強みを閲覧可能。セキュリティに配慮したコミュニケーションツールも用意
- 5 情報発信・収集支援
→会員企業の「強み」をポータルサイトでPR。京都産業21 や京都府等による技術開発補助制度等の各種支援施策の情報提供
- 6 マッチング、プロジェクトの推進支援
→京都産業21 と京都府中小企業技術センターが連携してマッチング、事業化を支援

K I C - N e t の詳細・入会は下記URLからご覧いただけます。

<http://kic-net.jp/>

K I C - N e t は、京都企業（京都府内に本社または工場、研究所等拠点を置く企業）の連携を積極的に推進するために設けられたネットワークです。ご興味のある方は、上記URL にアクセスいただき、是非ご参加ください。

（入会・年会費とも無料）

■ F A Q

Q 1 : 事業計画上、1年間 (Bコース) で6000万円の提案をしたいが応募可能か。

A : 応募は可能です。ただし、5000万円は補助金対応で、自己負担1000万円として扱います。なお、2年間 (Aコース) で6000万円の提案は、支援対象経費について全額補助対象として提案可能です。

Q 2 : 府内本社中小企業A社+他府県企業B社 (京都に拠点がない) の場合でも応募は可能か。

A : 応募自体は可能です。ただし、補助金の交付対象としては、A社のみが対象となります。また、この場合、A社がB社に外注は原則としてできません。

Q 3 : 府内本社中堅企業が代表企業となり、府内本社中小企業、大企業とのグループでも応募は可能か。

A : 応募可能です。

Q 4 : いずれも府内本社企業で、中小企業A社、中堅企業B社、B社の子会社であるC社で応募した場合、補助金交付はどうなるか。

A : 補助金交付先はA社と、B社又はC社のいずれか1社になります。

※上記Q4における「子会社」とは、財務面での観点では本公募要領の6ページ「中小企業の範囲」において、(注2)に該当する場合を想定しており、事業方針等の意思決定面では、役員総数の2分の1以上を他の企業の役員や職員が占めている法人等を想定しています。(代表取締役が同じ場合など実質的にC社の意思決定をB社が左右していると認められる場合は上記扱いとなります。)

Q 5 : 府外企業の補助金交付要件となる、「研究所、工場等の拠点」には、営業所や事務処理のみを行っている支社なども含まれるか。

A : 一般的な営業所や事務処理のみを行っている支社は含まれません。ただし、「〇〇研究所」「〇〇工場」という名称のみで判断するのではなく、登記簿上の記載や、提案内容の技術開発を遂行する上で必要十分なスペースと研究メンバーの体制が恒常的に整備されている場所があれば原則として拠点として扱います。

Q 6 : サブリーダーを2名以上置くことは可能か。

例えば、機械開発部門とソフト開発部門では全く開発内容が異なり、各々にサブリーダーを設けた方が円滑に進む場合がある。

A : 必要であれば2名以上とすることも可能です。

Q 7 : 「直接人件費」の時間単価の算出方法を具体的に示してほしい。

A : 基本給と諸手当の合計を年間所定労働時間で除した金額と、上限2000円を比較して、低い方となります。ただし、提案時には、厳密な時間単価の計算は不要であり、一律2000円として計算していただければ結構です。(採択後の補助金交付申請時には別途調整します。)

Q 8 : 大学との共同研究や受託研究の費用は、どの費目に計上すればよいか。

A : その他直接経費で計上願います。

Q 9 : 「その他直接経費」に、展示会への出展費用とあるが、出展に伴う運送費や旅費も対象か。

A : 出展ブースの小間料を対象としており、運送費や社員の展示会場への旅費は対象ではありません。

Q10 : 購入した設備について、事業完了後の取扱いはどうなるのか。

A : 所有権は購入された企業に帰属します。技術開発終了後、そのまま生産設備に活用したい場合は、当方が技術開発の完了を確認すれば、所定の手続きを経た上で、生産設備に転用することが可能です。その場合も補助事業実施期間終了年度の翌年度から5年度間は処分できません。

Q11 : 分野が2つの分野にまたがる場合は、いずれの分野で応募すればよいか。

A : 公募する対象分野は、いずれも京都府が推進している分野。分野に、有利・不利はありませんので、提案者が最も相応しいと思われるいずれか1つの分野を選んでください。

Q12 : 「他の公的機関等から重複して資金交付を受けていない技術開発」とあるが、他の公的機関等から似通ったテーマで資金交付を受けている場合は、どう判断すればよいか。

A : 公的資金の重複投資を防止する意味で同一テーマでの提案を禁ずるもので、他の公的機関から補助を受けていても棲み分けの区分が明確であれば、提案が可能な場合がありますのでご相談ください。